

# しまね☆まめなカンパニー事業実施要領

## 1 目的

県民が生涯現役で健やかに自分らしく暮らしていけるように、「働き盛り世代の健康づくりの推進」「がん検診・各種健診の啓発」「従業員の治療と仕事の両立支援」に取り組むことは、「健康寿命の延伸」、「がんによる死亡率の低減」につながるものとする。

企業や事業所・団体等（以下、事業所）で健康づくりや健康経営\*に取り組むことは、従業員が元気でいきいきと働くことにより、「業務効率化・生産性の向上」「リスクマネジメント」「健康保険料等の負担軽減」「事業所価値やイメージの向上」などの効果も期待できる。

このことから、事業所における健康づくり・健康経営を推進するため、本事業を実施し、必要な項目をここに定めることとする。

\*健康経営とは、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面において大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること（NPO 法人健康経営研究会の登録商標）。

## 2 事業実施機関

島根県健康推進課（以下、健康推進課）及び島根県内の保健所（以下、保健所）

## 3 用語の定義

この要領において、「しまね☆まめなカンパニー」とは、島根県内の事業所が、4の（3）の①から⑤に掲げる事業内容のうち1つ以上に取組みかつ、健康推進課が認定、登録したもの（以下「カンパニー」という。）とする。

## 4 事業内容及び役割分担

事業内容及び役割分担は以下のとおりとする。

（1）カンパニーの募集に関すること

① 健康推進課及び保健所は、県内の事業所に幅広く健康づくり及び健康経営の取組やカンパニーの登録を呼びかける。

（2）カンパニーの登録に関すること

① カンパニーの登録を希望する事業所は、申込書（様式1）を保健所又は健康推進課に電子メール、FAX、郵送等により提出する。

なお、全国健康保険協会島根支部（以下「協会けんぽ島根支部」）と実施するヘルス・マネジメント認定制度に基づく健康宣言エントリー事業所については、申込書（様式1）を健康推進課に電子メール、FAX、郵送等により提出する。

② 保健所は、保健所に提出のあった申込書（様式1）を、健康推進課へ送付する。

③ 健康推進課は、登録申請のあった事業所をカンパニーとして認定、登録し、登録を証するもの（ステッカー）及び取組の数に応じた☆シールを保健所を経由してカンパニーへ送付するとともに、保健所へ登録内容の通知を行う。

(3) カンパニーの取組に関すること (①～⑤のうち1つ以上選択)

- ① たばこ対策：従業員及び来客者等に対し、受動喫煙防止のための啓発や環境整備等の取組を実施する。
- ② 生活習慣の改善：従業員や来客者等に対し、望ましい生活習慣が身につくような情報提供や健康づくりを実践しやすい環境整備等の取組を実施する。
- ③ 心の健康づくり：従業員や来客者に対する心の健康に関する啓発や従業員を対象にした研修やストレスチェックの実施、コミュニケーションを取りやすい雰囲気づくり等の取組を実施する。
- ④ がん検診・各種健診：従業員や来客者等に対し、がん検診及び各種健診の啓発・受診率の向上に関する取組を実施する。
- ⑤ 従業員の治療と仕事の両立支援：がん治療等を受けている従業員に対し、治療と仕事の両立支援の取組を実施する。
- ⑥ 健康推進課に対し、年度末に活動状況の報告（様式2）を電子メール、FAX、郵送等により行う。

(4) カンパニーへの支援に関すること

- ① 健康推進課及び保健所は連携し、場合によっては関係団体等からの協力を受けながら、カンパニーの健康づくり・健康経営が効果的・効率的に行われるよう、カンパニーに対し情報提供及び啓発媒体の提供などの支援を行う。
- ② 健康推進課は、カンパニーからの報告（様式2）をまとめ、カンパニー及び保健所に対し必要に応じて情報提供することで健康づくり・健康経営の継続、充実を図る。
- ③ 健康推進課は、カンパニーの事業所名を島根県ホームページに掲載し、健康づくりに積極的に取り組む事業所として広く県民に周知することでカンパニーのイメージアップを図る。また、希望に応じて取組内容を島根県ホームページや広報誌等へ掲載することで、他の事業所へその取組みを波及させる。

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この実施要領は平成30年10月30日から施行する。

この実施要領は平成30年11月7日から施行する。